

平成十八年六月十六日受領
答弁第三二〇号

内閣衆質一六四第三二〇号

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部による国会質問の依頼に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部による国会質問の依頼に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省の大臣官房長は、外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第十五条第二項において、大臣官房の事務を掌理することとされている。

三について

外務省において、御指摘の事実は確認されていない。